

平成 24 年 9 月 21 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ネット イン デ ッ ク ス
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 秋 山 司 ( J A S D A Q ・ コード 6634 )
問 合 せ 先	
役 職 ・ 氏 名	代 表 取 締 役 副 社 長 兼 経 営 企 画 部 部 長 石 原 直 樹
電 話	03-6880-9811

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 9 月 21 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨をうけ、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

また、当社株式の流動性の向上及び柔軟な資本政策の実現を図るため、発行可能株式総数を 100,000 株から 300,000 株へ増加いたします。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 5 月 31 日（金曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前（平成 24 年 7 月 31 日現在）の発行済株式総数：	88,447 株
今回の分割により増加する株式数：	8,756,253 株
株式分割後の発行済株式総数：	8,844,700 株
株式分割後の発行可能株式総数：	30,000,000 株

(注 1) 上記の当社発行済株式総数は新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(注 2) 上記発行可能株式総数は平成 24 年 10 月 26 日開催予定の当社第 28 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として承認後効力が発生した発行可能株式総数を基準として、分割の割合に応じて増加させたものになります。後述 4. 参照。

(3) 分割の日程

基準日設定公告：平成 25 年 5 月 15 日（水曜日）（電子公告掲載開示日）

基準日：平成 25 年 5 月 31 日（金曜日）

効力発生日：平成 25 年 6 月 1 日（土曜日）

(4) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成 25 年 6 月 1 日以降、当社発行の 1 株あたりの行使価額を以下の通り調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第 8 回（平成 23 年 6 月 8 日取締役会決議）	38,745 円	387.45 円
第 9 回（平成 23 年 6 月 8 日取締役会決議）	49,508 円	495.08 円

(5) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日：平成 25 年 6 月 1 日（土曜日）

※ 平成 25 年 5 月 29 日（水曜日）をもって、大阪証券取引所における当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更いたします。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

当社株式の流動性の向上および柔軟な資本政策の実現を図るため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更し、発行可能株式総数を 100,000 株から 300,000 株へ増加させるものであります。

なお、当該定款変更について、平成 24 年 10 月 26 日開催予定の当社第 28 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件としており、承認後ただちに効力が発生いたします。

また、上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 6 月 1 日（土曜日）をもって当社定款の一部を次の通り変更いたします。

- ① 平成 24 年 10 月 26 日開催予定の当社第 28 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、承認後効力が発生した発行可能株式総数を基準として分割比率を勘案して、当社の発行可能株式総数を増加させるため、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものです。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を導入し、単元株式数を 100 株とする為、第 7 条（単元株式数）を新設するものです。
- ③ 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設するものです。
- ④ 単元未満株主への権利行使の機会を提供するため、第 9 条（単元未満株式の買増し）を

新設するものです。

- ⑤ その他、条文の新設に伴う条数の変更を行うとともに、効力発生日を明確にするため、附則第2条の新設を行うものです。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>100,000</u>株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>30,000,000</u>株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(単元未満株式の買増し)</u> 第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p><u>第7条～第45条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第10条～第48条</u> (条文省略)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u> 第3条 <u>第6条(発行可能株式総数)を300,000株とする変更は当社第28回定時株主総会における承認の時をもって効力を生じる。</u> 2 <u>第6条(発行可能株式総数)を30,000,000株とする変更ならびに第8</u></p>

	<p><u>条（単元株式数）ないし第10条の新設 およびそれに伴う条数の変更は平成25 年6月1日をもって効力を生じる。</u></p> <p><u>3 本条は、前項の効力発生後、これを削 除する。</u></p>
--	---

以 上